

地域密着型通所介護事業所 各位

地域密着型通所介護の利用について

平成28年4月1日から定員が18人以下の通所介護が地域密着型通所介護に移行されています。

そのため、平成28年4月1日以降の利用については、原則、本町以外の被保険者（住所地特例施設入所者を除く）は利用出来ません。

ただし、次のような場合は、利用者の処遇等を鑑み本町の同意を得て、本町以外の被保険者も利用することができます。

(1) 平成28年3月末までに利用契約を結んでいた方が、入院等により平成28年3月の利用がなく平成28年4月以降に利用を開始（再開）する場合

〈具体例〉

平成28年2月20日に本町の指定地域密着型サービス事業所Aと利用契約を結んでいた方が、平成28年2月25日に入院し、平成28年6月に退院しその後当該事業所を利用する場合

⇒ (パターン①) 平成28年3月末時点で当該利用者と同一の市町村の利用者がいる場合は、地域密着型通所介護事業所としてのみなし指定を受けている為、利用に際しての本町の同意及び当該利用者の市町村の指定などは不要です。

⇒ (パターン②) 平成28年3月末時点で当該利用者の他に同一の市町村の利用者がいない場合、A事業所は地域密着型通所介護事業所としてのみなし指定を受けていない為、利用するには本町の同意及び当該利用者の市町村からの指定が必要です。

(2) 要支援1又は2の方が、要支援更新申請等の結果、要介護認定（要介護1～5）となった場合で、利用している通所介護サービスを引き続き利用する場合

〈具体例〉

平成28年3月から本町の介護予防通所介護を利用しているA市の被保険者が、平成29年3月に要支援認定更新の結果、要介護認定（要介護2）となった場合

⇒ A市が、本町に対し指定地域密着型サービス事業者の利用に係る同意を得たうえで、A市が当該事業所を指定することにより利用可能となります。

(3) 本町で地域密着型通所介護事業を行っている事業所運営法人が変更となった場合の他市町の被保険者の利用について

利用者の保険者である市町村が、本町に対し指定地域密着型サービス事業者の利用に係る同意を得たうえで、利用者の所在市町村が当該事業所を指定することにより利用可能となります。

【注意事項】

○原則、指定日の遡りは認められませんのでご注意ください。

○利用が終了した場合は、指定を受けた市町村に提出書類等についてご確認ください。